

井川町教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時 令和3年11月29日（月）午後2時30分～午後3時20分

2. 場 所 井川義務教育学校

3. 出席委員

教育長	六郷博志
委員	齋藤正仁
委員	小武海文恵
委員	遠藤勇人
委員	幡宮明貞

4. 欠席委員

なし

5. 会議に出席した事務局職員

事務局長	湊和樹
事務局次長	鷺谷幸平

6. 会議

(1) 議案

議案第23号 井川町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

議案第24号 井川町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第25号 井川町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

(2) 協議事項

①令和4年度教職員定期人事異動方針について

②部活動の在り方について（東北町村教育長連絡協議会役員会）

(3) 報告事項

①児童生徒事故報告書について

②全県市町村教育長会議について

- ③教育支援委員会について
- ④全県中学校秋季体育大会結果について
- ⑤教育委員会・公民館・学校関係行事予定について

(4) その他

7. 情報交換

8. 会議の経過

- 事務局長 今定例会の議事録署名員に小武海委員、遠藤委員を提案。
(全員提案を了承)
- 教育長 議案に入る。議案第23・24・25号について一括して事務局に説明を求める。
- 事務局長 (それぞれ三つの規則とも規則中の条ズレを措置するため、所要の改正をするものである。)
- 教育長 質問や意見はあるか。
- 全員 なし。
- 教育長 それでは議案第23・24・25号について承認してよろしいか。
- 全員 異議なし
- 教育長 議案第23・24・25号は承認されました。
- 教育長 続いて協議事項に移る。①令和4年度教職員定期人事異動方針について事務局に説明を求める。
- 事務局長 (人事構想の基本姿勢、重点人事について説明)
- 委員 「9年間の義務教育学校という特性を踏まえた長い勤務年数者の確保」は以前から必要性を感じていた。特殊な学校であるので、新しく来た先生は戸惑うと思う。ここの学校に長くいてもらってもかまわないと思っている。
- 委員 新規採用教員の受入れをした場合、教育系の先生もつくことになるのか。
- 教育長 そのとおりである。
- 委員 そうすると、その先生の仕事もまた増えることになるのか。
- 教育長 今年度の場合は、校内から一人ついて、近隣の学校からも教科の指導のために派遣された。来年度も同様になるだろう。
- 委員 教職員の年齢構成のバランスについて、井川義務教育学校の場合は平均的なのか、それともベテランの先生の割合が多いのか。
- 教育長 平均年齢は52.3歳である。全県的に50代が半数以上で、2

0代が入ってきていていびつな状況である。

教育長 こういった方針で進めていくことでよろしいか。
全員 異議なし。
教育長 次に、②部活動の在り方について（東北町村教育長連絡協議会役員会）について説明をする。
（将来的に、部活の数を少なくするのではなく、子ども達の希望を尊重しながら、やりたい競技をやらせて、団体戦ができないようであれば合同チームを作って希望を叶えていく方向にしたい。働き方改革の面で、土日の指導は地域に移行したい。）

委員 合同チームだと、練習の送迎の際に保護者の協力が必要になる。でも部活を減らしても、入りたい部活があるか分からない。学校の部活に保護者の送迎が必要となることに疑問はある。また、学校の部費の他、外部の先生や練習施設にお金がかかってしまう。

教育長 女子バスケ、野球、バレーは秋の大会で合同チームを作ったが、同じように送迎が大変とのことだった。他に、選手決めや練習の主体をどちらでやるかなど課題も多いようだった。

委員 かなり前から言われているが、スポ少のように地域に移行したり、スポーツクラブのようにしてやっていくことになるのではないか。当面は教育長が言ったように、今ある部活に入って、合同チームを作るしかないと思う。

教育長 来月の総合教育会議で中長期的にこのような方針であることを伝えるということよろしいか。

全員 異議なし。
教育長 次に報告事項に移る。①児童生徒事故報告書について事務局に説明を求める。
事務局長 （事故の経緯について説明）
教育長 次に②全州市町村教育長会議について説明をする。
（11月4日に開催された標記会議で情報共有した内容について報告）

教育長 次に③教育支援委員会について事務局に説明を求める。
（来年度の学級編成について説明）

教育長 ④全県中学校秋季体育大会結果について事務局に説明を求める。
（全県中学校秋季体育大会結果について説明）

教育長 次に⑤教育委員会・公民館・学校関係行事予定について事務局に説明を求める。

事務局長 （12月の教育委員会・公民館・学校関係行事予定について説明）

事務局長 井川町ではこれまで就学援助規則がなかった。毎年保護者に就学支援制度について通知を配布してきたが、対象者が全県の平均よりも少ない状況にあった。問題としては、制度の敷居が高いこと、周知がきちんとされていなかったことが考えられる。議会に指摘もされてきたが、説明の根拠がなく、この度規則を作成することになった。所得の基準額については、今まで特別支援学級に在籍する児童生徒への支給基準を元にして基準額を定めていたが、確認したら要件がかなり厳しいようだった。今回作成する規則では、所得の基準を生活保護基準額の1.3倍程度とする予定である。援助費目についても拡大する予定である。今課題としていることが、所得を世帯としてみるのか、保護者のみでみるのかというところである。財政と今後協議していきたい。規則案を確認して頂き、気になるところがあればお知らせ頂きたい。

教育長 来年度の当初予算に反映したい。

教育長 (他に無いことを確認して定例会を終了)